

## 会 議 記 録

附属機関の名称	熊谷市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和4年8月30日（火曜日） 午後1時30分から午後3時10分まで
開催場所	熊谷市役所6階603会議室東
出席者	（委員） 沼上政幸会長、大山美智子委員、 栗木祥子委員、舞原正委員、岡田恒雄委員、吉田公一委員 田島清委員、佐藤ヨリ子委員、町田克則委員、 大野伸廣委員、井上貴美子委員、沼倉素子委員 （事務局） 本多総務部長、長井庶務課長 浅古副課長兼行政係長、柴田主査、細江主査、宮谷主事
傍聴人	なし
問合せ先 （所管課）	総務部庶務課（市役所本庁舎4階） 048-524-1111（内線223）
内容	<p>【委嘱状の交付】</p> <p>市長から各委員に対し、委嘱状を交付した。</p> <p>【議題1】 会長・副会長の互選について</p> <p>会長に沼上政幸委員、副会長に出井哲司委員を選出した。</p> <p>【議題2】 情報公開制度・個人情報保護制度の概要及び情報公開・個人情報保護審議会の役割について</p> <p>事務局から情報公開制度・個人情報保護制度の概要及び審議会の役割についての説明を行った。</p> <p>【議題3】 令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況について</p> <p>(1) 情報公開の受付件数は306件となり、処理件数は全部公開252件、部分公開107件、非公開10件となった。</p> <p>（委 員） 資料3、ページ請求番号149番や34ページ請求番号266番など重要な案件であると思われるものが文書不存在になっていること理由は、そういった文書は、保存しておくべきと考える。</p> <p>（事 務 局） それらの請求に係る文書については、委託事業であるなどの理由で作成又は取得していなことから不存在となっているものである。</p> <p>(2) 個人情報の開示請求の受付件数は20件となり、処理件数は全部開示3件、部分開示14件、不開示1件となった。</p> <p>【議題4】 個人情報保護制度の見直しについて（諮問）</p> <p>実施機関の職員が、諮問の経緯及び個人情報保護制度の見直しの具体的な説明を行い、主に以下の質疑応答があった。</p> <p>（委 員） 審議会の役割について、情報公開条例と個人情報保護条例では、個人情報保護条例の方が具体的であったが改正後の取扱は。</p>

(実施機関) 専門的な知見に基づく意見を聴く必要がある場合に諮問することとなるが、条例の改廃や事務処理ガイドラインを定める場合が想定される。

(委員) 現行では個人情報保護法による統制を受ける民間事業者について、改正法ではこれに行政機関が加わることで、民間事業者が、行政機関から情報を入手しやすくなるということはあるか。

(実施機関) 個人情報を同じルールに基づいて取り扱うようになる改正であるため、そのようなことはない。

(委員) このように、一つの法律の下で取り扱うことになった理由は。現行法での不都合などが存在したのか。

(実施機関) データ利活用の観点から、全国的に統一的なルールが求められるようになったことが理由。改正前の制度下では、個人情報は保護すべきものとの観点から、各市町村の条例で保護をしていたが、デジタル化が進む現在においては、それらのデータを活用する方向に変化している。その中において、各市町村の条例が多種多様であり、基準が異なり情報利用が困難であった点を解消すべく統一的なルールの要請のもと、今回の改正に至った。

(委員) 個人情報の取り扱いが国の定める法に統一化される点において、国が国民の利益に反する取扱をしないか懸念がある。

(実施機関) 国も市も法令に基づいて運用することになる。本市は法令のもと、適切に運用する。

その後、実施機関からの提案を踏まえ、審議の結果、以下の結論に達した。

諮問のあった件は、個人情報保護制度に関する事務を改善する施策のうち重要なものを行うものとして妥当なものとする。

答申案は会長へ一任し、各員へ事務局から後日送付することで了承することとした。